建築士事務所の監督処分の基準

1 基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士法第26条第1項各号又は第2項各号に 規定する処分事由に該当する場合、建築士事務所の開設者に対する処分及び文書注意(以下 「処分等」という。)は、迅速かつ厳正に行うものとする。

2 処分等の基準

建築士事務所の処分等は、別表第1の基準により行うものとする。ただし、過去に処分等(文書注意にあっては、2年を経過しないものに限る。)を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により処分を行うものとする。ただし、過去と今回の処分事由がいずれも建築士法第26条第2項第4号に該当し、かつ、その懲戒事由が建築士法第22条の2に規定する定期講習受講義務違反である場合は、この限りではない。

3 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分等を行うに当たっては、本人(法人である場合は、 その代表者)及び管理建築士を出頭させ、処分の理由を具体的に指摘して、今後不適切な 行為のないよう厳に説諭することとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発することとする。

4 公告等

処分を行った場合は、処分を行った年月日、処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、 当該建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、 当該開設者の名称及びその代表者の氏名)、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士 事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号を島根県報により公告す るものとする。

5 施行期日等

この基準は、平成30年2月1日から施行する。ただし、この処分基準の施行の日前に島根県建築士審査会の同意を得て処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第26条第1項の各号に該当するとき。	登録の取消し
法第26条第2項の各号に該当するとき。 1 第1号に該当するとき。 (1) 法第22条の3の3第1項から第4項に 該当するとき (2) 法第24条の2から第24条の8に該当 するとき	→建築士事務所の開設者である建築士に 対して行われる懲戒処分に準じた処分 → (1) に準じた処分
2 第2号に該当するとき (1) 法第23条の4第2項第1号に該当する とき。	
①法第8条第1号に該当するとき。	→建築士事務所の開設者である建築士に 対して行われる懲戒処分に準じた処分
②法第8条第2号に該当するとき。	→建築士事務所の開設者である建築士に 対して行われる懲戒処分に準じた処分
(2) 法第23条の4第2項第2号又は第3号 に該当するとき。	→(1)に準じた処分
3 第3号に該当するとき。	→文書注意又は戒告
4 第4号に該当するとき。	→管理建築士に対して行われた懲戒処分 に準じた処分
5 第5号に該当するとき。	→所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該 建築士事務所の業務における位置付け等 を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖
6 第6号から第8号に該当するとき。	→戒告又は閉鎖
7 第9号に該当するとき。 (1) 閉鎖命令に違反したとき。 (2) 法第26条の2第1項の規定による報 告の求め又は検査に応じないとき。	→登録の取消し →戒告又は閉鎖
8 第10号に該当するとき。	→文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消 し

備考

- 1 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。
 - (例えば、文書注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長 又は登録の取消しとする等。)
- 2 違反の結果が重大であるとき(違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合)は、適宜加重して処分を行うこととする。
- 3 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
1 別表第1の基準により文書注意が相当であるとき。 (1)過去に一度処分等を受けているとき。 (2)過去に二度以上処分等を受けているとき。	→戒告 →閉鎖
2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。(1)過去に一度処分等を受けているとき。(2)過去に二度以上処分等を受けているとき。	→3月以内の閉鎖 →3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取 消し
3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。 4 別表第1の基準により登録の取消しが相当 であるとき。	→相当である閉鎖期間に3月以上の期間 を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し →登録の取消し